

令和4年1月8日
 教育指導課
 教育ICT推進課
 教育研究・研修課

学習用タブレット端末における保護者向けスクリーンタイム機能の提供について

家庭のルールに基づく学習者用タブレット端末の活用を行えるようにするために、下記のとおり保護者向けスクリーンタイム機能の提供を実施する。

記

1 スクリーンタイム機能を提供する趣旨

児童・生徒の学習者用タブレット端末の活用にあたり、過度な端末利用による健康面への影響に対する意見等を踏まえ、「できるだけ自由に利用できるようにする」という方針は維持しつつ、家庭のルールに基づく活用を行えるようにするために「スクリーンタイム機能」を提供する。

提供にあたっては、各家庭の判断でスクリーンタイムの機能を設定しないことも可能であるから、「家庭で十分話し合って、機能の設定を行う」ということを周知する。

なお、設定の手順を区ホームページに掲載するとともに、「すぐーる」により保護者あてに周知する。

2 スクリーンタイム機能について

各家庭において、下記の設定が可能となる。

(1) 家庭の状況に応じた iPad の利用ルール設定

①iPad 本体や各アプリの使用可能時間帯や1日の使用上限時間数を設定可能となる。

②保護者がスクリーンタイム用パスワード（4桁）を設定することで、設定した内容を保護者のみ変更、解除可能となる。

(2) iPad の使用状況確認

①一週間分の使用状況をグラフで確認可能となる。

②各アプリの使用時間を確認可能となる。

3 参考資料

(1) 学習用 iPad の導入に伴う成果と課題について（別添資料1）

(2) 文部科学省作成リーフレット「－1人1台端末の時代となりました－ご家庭で気をつけたいこと（保護者用）」（別添資料2）

4 想定スケジュール

1月8日 教育委員会への報告

1月10日 文教常任委員会への報告
小・中校長会等への説明

2月上旬 保護者向けの説明（すぐーるによる一斉連絡等）

2月中旬以降 スクリーンタイム機能提供の適用開始

以上

令和4年11月8日
教 育 指 導 課
教 育 I C T 推 進 課
教 育 研 究・研 修 課

学習用 iPad の導入に伴う成果と課題について

1 本資料について

学習用 iPad の導入に伴う成果と課題について、令和4年9月に文部科学省が実施した「端末利活用状況等の実態調査(学校長向け)」の結果をもとに整理したものである。

2 文部科学省調査の概要

- (1) 件 名 文部科学省「端末利活用状況等の実態調査(学校長向け)」
(2) 目 的 ICT 活用の現状と、その成果・課題等を把握することが重要であることから、令和4年7月現在の各学校設置者及び学校における1人1台端末の利活用等に関する実態及び1人1台端末の導入による教育の質の充実・向上に関する校長の認識等について調査を実施する。
(3) 調査期間 令和4年9月20日（火）から令和4年9月30日（金）まで
(4) 調査内容 ①1人1台端末の授業等における利活用の状況
②1人1台端末の利活用による授業等の変化に関する認識
(5) 回 答 数 全90校が回答（回答率100%）

3 調査結果を踏まえた成果と課題

(1) 導入に伴う成果

- ・調査項目「教師が日常的に端末やクラウドを利活用している場面」については、「児童・生徒の欠席・遅刻連絡のデジタル化」、「PTA や保護者説明会等のオンライン実施等」、「児童・生徒向けアンケートのデジタル化」を挙げる学校が多く、業務効率化が進んでいる。
- ・調査項目「教師は1人1台端末を児童・生徒にどの程度使用させていたか」については、「週3回以上」、「ほぼ毎日」を挙げる学校が多く、利活用が順調に進んでいる。
- ・調査項目「iPad の利活用を進めることで、児童・生徒に変化が生じていると思うか」については、「プレゼンテーション能力の向上」、「必要な情報を効果的に収集する力の向上」、「より多くの児童・生徒の積極的な授業への参加」を挙げる学校が多く、肯定的な評価が多い。

(2) 導入に伴う課題

- ・調査項目「家庭での端末の過度な使用の実態がないか」については、全体の3分の2に当たる64.4%の小中学校が児童・生徒に実態確認を行っており、保護者とともに自宅での過剰利用を心配している学校が多い。
- ・調査項目「iPad の利活用に当たりどのような課題が生じているか」については、「児童・生徒が授業や学習とは関係のない目的で端末を利用している」、「目や心身の健康に支障が生じる懸念が強い」を挙げる学校が多く、保護者とともに学習目的外利用や健康への影響を心配している学校が多い。

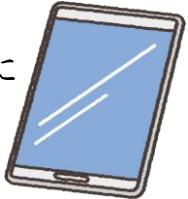
以上

- 1人1台端末の時代となりました -

ご家庭で気をつけていただきたいこと①

□ 端末を使うときの健康面の注意点について

端末を使うときの健康面でのポイントを、本人の習慣として身につけられるよう、学校でも指導しますが、特に低年齢のお子さまの場合などは、保護者の方にも気にかけていただけないと効果的です。



注意点！



① 目を、画面から30cm以上、離して使う

そのためには、良い姿勢を保つことが重要です。お子さまの成長に応じて、机と椅子の高さを正しく合わせることも必要です。

② 30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、遠くを見る

③ 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する

一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ（輝度）を下げます。

画面の反射や画面への映り込みを防止するために、画面の角度も調整します。

※①や②は、紙の本や資料を読む場合でも重要です。

ご家庭で気をつけていただきたいこと②

□ 端末の利用時間等のルールについて

ご家庭で過ごす時間全体の中で、ご家庭で用意したデジタル機器も含めて、端末を、いつどのよう^に使うか、お子様と話し合うことが大切です。



＜最低限、守っていただきたいこと＞

- ・少なくとも、寝る1時間前からは、デジタル機器の利用を控えるようにします。

☞睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され寝つきが悪くなります。

- ・学校で配られた端末は、学習に関係ない目的では使いません。

健康面に気をつけて使う場合でも、デジタル機器を使う時間があまりに長くなると、人ととのリアルな関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する学習、地域社会での体験活動などの時間も、少なくなってしまいます。

成長期のお子様のバランスの良い発達の観点からも、（使い方にもよるため、一概に何時間までならOKということはいえませんが）、お子様がさまざまな経験や活動ができるよう、ご家庭でもデジタル機器全般の使い方について、この機会にお考えください。

□ 端末の安全な利用について

お子様のインターネット使用時や、スマートフォンを持たせる際には、インターネット上の犯罪等の被害者や加害者にならないようにするなど、適切な指導が必要です。

☞フィルタリングは、お子様にとって不適切な情報へのアクセスを遮断したり、インターネットでのトラブルを防いだりするのに役立ちます。

ご家庭で用意するデジタル機器に、携帯電話会社などが提供するフィルタリングサービスを活用することについてもご検討ください。

※端末の利用時間等のルール及び安全な利用については、保護者向けリーフレット「保護者が知っておきたい4つのポイント」もご参照ください。

